

入札説明書

(電子入札案件・最低価格落札方式)

和歌山(部) 船艇基地整備

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 契約内容
- 3 競争参加資格
- 4 仕様書の交付期間及び場所
- 5 入札書の提出場所等
- 6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- 7 談合等不正行為があった場合の違約金等
- 8 その他

第五管区海上保安本部

入札説明書

第五管区海上保安本部の契約に係る入札公告(平成26年5月12日)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、及びその他の法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 菅野 孝一

2 契約内容

- (1) 契約件名 **和歌山（部）船艇基地整備**
(2) 契約案件の仕様書等 **詳細は仕様書による。**
(3) 履行期限 **平成26年8月20日**
(4) 履行場所 **和歌山市西浜1660番地489
和歌山下津港西浜ふ頭6号岸壁（詳細仕様書のとおり。）**

(5) 入札方法

本件は、入札及び書類の提出を原則として電子入札システムで行う。ただし、例外的に電子入札システムにより難い場合は、紙入札参加承諾願を提出し承諾された場合、紙入札方式を可とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 入札保証金 免除

(7) 契約保証金 **納付**

契約金額の10／100以上 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の3／10以上 なお、契約保証金を返還する場合は、利息を付さない。

又は、契約保証金に代わる担保を提出すること。

ただし、契約の内容によっては契約保証金の納付を免除する場合がある。

詳細は、「第五管区海上保安本部入札・見積者心得」第13契約保証金に関する事項による。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26年度国土交通省一般競争参加資格において「土木工事業」のB又は「電気工事業」のA等級に格付けされ、第五管区海上保安本部の競争参加資格を有する者。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (5) 第五管区海上保安本部長から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 本件公告に係る仕様書を入手している者であること。
- (8) 証明書等提出期限

平成26年5月23日 12時00分

- ① 電子入札による参加希望者は、**確認書、資格決定通知書（写）、業務経歴書**（直近1年程度のものを適宜の様式）を電子入札システムにより提出すること。
- ② 紙による参加希望者は、**紙入札方式参加承諾願、資格決定通知書（写）、業務経歴書**（直近1年程度のものを適宜の様式）を下記5(1)の担当係に郵送又は持参により提出すること。

4 仕様書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 本件公告の日から**平成26年5月23日12時00分**までの間
- (2) 交付場所 第五管区海上保安本部經理補給部經理課 入札審査係で入手すること。
なお、宅配便（送料は入札参加希望者の負担となります）により仕様書の交付を希望する者は、**平成26年5月22日12時00分**までに申し出て入手すること。
- (3) 仕様書に関する質問については、**平成26年5月23日12時00分**までに提出すること。なお、電子入札システムによる参加者は電子入札システムにより、紙入札による参加者は書面（ファックス可）により下記5(1)の担当係へ提出すること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先
電子入札システムによる。ただし、紙入札による参加者は次の担当係に提出すること。
〒 650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号
第五管区海上保安本部經理補給部經理課 入札審査係
TEL 078-391-6555 内線 2223
- (2) 入札書の提出期限
平成26年6月2日 17時00分
- (3) 入札書の提出方法
 - ① 電子入札システムによる場合は電子入札システムにより、紙入札による場合は上記5

- (1)の担当係へ提出すること（第五管区海上保安本部入札・見積者心得を熟読のこと）
- ② 入札書提出の際、工事費内訳書（明細書）を同時に提出すること。詳細は下記8(3)による。
- ③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札書の無効
- ① 次の各号に該当する入札は無効とする。
- ア 入札公告等に示した競争参加資格のない者
- イ 入札条件に違反した者又は入札書に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札。
- エ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札。
- ② 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時まで終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札書は無効とする。
- ③ 競争参加資格のある者であつても、入札時点において第五管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。
- (5) 入札の延期等
- 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは、入札の執行を延期し、又これを取り止めことがある。
- (6) 代理人による入札
- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 開札の日時及び場所
- 平成26年6月3日10時00分 第五管区海上保安本部入札室**
- 電子入札システムにより入札を行ったものは、上記日時には連絡の取れる態勢で待機していること。
- (8) 開札
- ① 開札は、電子入札システムにより行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することができない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札執行職員の求め

に応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 電子入札システムの障害によって電子入札に参加できない旨の申請があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ、下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。

- ・天災
- ・広域・地域的停電
- ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、IC カードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

- ⑥ e-BISC センター又は発注者側の障害が発生した場合は、e-BISC センターと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

- ⑦ 入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。また、辞退を確認した入札参加者は、すみやかに書面にて入札辞退届を提出すること。

- ⑧ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

再度入札の時間については、原則として開札手続きを行ったのち 30 分後に行うこととし、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。

なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時間を大幅に超えるような場合は、電子入札参加者に対して当庁担当官から連絡を行う。

6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 第五管区海上保安本部が発注する建設工事（測量等）において、暴力団員等による不当要求又は建設工事（測量等）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

- (4) 建設工事（測量等）において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

7 談合等不正行為があった場合の違約金等

- (1) 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第 2 号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第 2 号において同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (2) この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれか該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負金額額の 10 分の 1 に相当する額のほか、請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- (4) 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- (5) 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

8 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
- ① 証明書等を電子入札システムにて提出する場合、使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の何れかによるものとするが、**可能な限り PDF ファイルで提出すること（圧縮ファイルの添付は厳禁）。**
- ・使用アプリケーション　　・ファイル形式
「一太郎」　　⇒ 「Ver8 形式以上」
「Microsoft Word」　⇒ 「Word97 形式以上」
「Microsoft Excel」　⇒ 「Exel97 形式以上」
- ・その他のアプリケーション
「PDF ファイル」　⇒ 「Acrobat5 以上で作成の画像ファイル
(Acrobat 形式及び GIF 形式)」
- ② この一般競争に参加を希望する者は、入札書を電子入札システムにより提出すること。
- (3) 工事費内訳書の提出
- ① 入札参加者は、第1回の入札に際し、入札書に記載された金額に対応し、押印及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。（電子入札の場合押印不要）
- ② 支出負担行為担当官(補助者を含む)は、本内訳書について説明を求めることがある。また、**本内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、第五管区海上保安本部入札・見積者心得第11(12)に該当する入札として、原則として当該内訳書提出の業者の入札を無効とする。**
- ③ 内訳書には、工事件名、会社の所在地、会社名、代表者氏名、作成日を必ず明記するものとする。（書式は自由、各社の見積書で可）
- ④ 電子入札システムの場合は入札書送信時に添付するものとする（押印不要）。紙入札による場合は、入札書とは別封筒にて封緘し、その際、入札書と内訳書が容易に判別でき

るよう（混同しないよう）封筒表書き記載は注意すること。

別表「原則として下記各項に該当する工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とする場合」

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類である場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書に押印が欠けている場合(紙入札者に限る) (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

(4) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。

(5) 落札者の決定方法 **最低価格落札方式**とする。

- ① 本入札説明書5(3)に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求用件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から 7 日以内に、その旨を落札者とされなかった入札者に電子入札システム又は書面により通知する。

(6) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(7) 支払条件

① 履行完了後。

② 前金払可 (ただし、契約金額が 300 万円以上の工事に限る。)

契約金額の 4 / 10 を限度とする。但し低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の 2 / 10 を限度とする。

「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づく保証事業会社による保証が必要
前金払時期 前金保証証券受理後、請求書を受理した日から 14 日以内。

(8) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(9) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において、了知し、かつ、遵守すべき事項は「第五管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。